

(証券コード:3113)

2023年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目10番24号

O a k キャピタル株式会社

代表取締役 稲 葉 秀 二

## 第162期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては株主参考書類等の電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイト「第162期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.oakcapital.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「O a k キャピタル」又は「コード」に「3113」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施したうえで、開催いたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階  
コスモスホール I

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第162期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第162期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 4. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

## 5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

# 事業報告

〔 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで 〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における我が国経済は、米国及び欧州でのインフレ抑制のための急速な利上げの影響による米国銀行の破綻に端を発する金融システムへの不安等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは、2022年6月に公表いたしました2023年3月期から2025年3月期の3か年を対象とした「第1次中期経営計画」に基づき、3つの事業領域（「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」）において、金融事業を中心とした将来に向けた当社グループの成長に資する新たな事業の確立を図るとともに強固な経営基盤の構築と価値共創を実現すべく、事業戦略を推進し、当社グループの経営目標値である連結売上高250億円、連結純利益20億円、時価総額600億円を達成するための取り組みに注力してまいりました。

主要なセグメントの状況につきましては、金融事業では、スターリング証券株式会社がコーポレート・ファイナンス、M&A仲介、IR、成長戦略の提案などの投資銀行業務及び上場企業の経営課題を解決する支援に取り組んでまいりました。クリーンエネルギー事業では、株式会社ノースエナジーが自家消費型太陽光発電システム、蓄電池システム設備の販売・施工などのクリーンエネルギー分野を成長事業とし、脱炭素社会の実現に向け事業展開してまいりました。しかしながら、太陽光発電設備の設置可能な用地の確保に時間を要したことや新規顧客開拓が低調だったことなどにより、計画未達となり、大幅な減収減益となりました。

また、当期におきまして、新たに株式会社ユニヴァ・フュージョン及び株式会社ユニヴァ・ジャイロンを連結子会社化し、これらの事業も連結業績に貢献いたしました。

以上の結果、連結業績は、営業収益（売上高）20億47百万円（前期比21.6%減）、営業損失は7億71百万円（前期は営業損失10億34百万円）となりました。経常損失は5億82百万円（前期は経常損失9億69百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は6億87百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失16億63百万円）となりました。

個別業績は、営業収益（売上高）2億21百万円（前期比30.8%増）、営業損失3億41百万円（前期は営業損失6億45百万円）、経常損失7億20百万円（前期は経常損失3億41百万円）、当期純損失8億15百万円（前期は当期純損失26億90百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは2021年11月に新経営方針を策定し、3つの事業領域（「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」）を柱とする事業戦略の骨子を明確にするとともに、2022年6月に第1次中期経営計画を策定し、各事業領域の具体的な事業戦略を定め、事業環境の変化にも柔軟に対応できる事業グループを目指し、イノベーションを継続してまいりました。

このような状況の中、各事業領域における事業戦略は以下のとおりであります。

### 狩猟型ビジネス

狩猟型ビジネスの投資スタイルとは「フロー型インベストメント」で、当社がかねてより行ってきた投資銀行業務がそれに当たります。

投資銀行業務において、競合他社との競争が激化したことなどにより、事業環境は厳しさを増しております。

この状況に対処するため、投資対象を時価総額100億円以下の上場企業に特化し、投資先企業に対して、経営者とのコミュニケーションを深め、経営課題・ニーズに合わせたソリューションを提案し、投資先企業の企業価値向上に取り組み、投資案件の獲得及びキャピタルゲイン獲得を目指します。

### 農耕型ビジネス

農耕型ビジネスの投資スタイルは「ストック型インベストメント」で、ファンド運営の収入などアセットマネジメント業務がそれに当たります。

狩猟型ビジネスは事業特性上収益の波が大きく安定しないため、それを補完することができる農耕型ビジネスは重要であると考えており、積極的に展開してまいります。

### 開発型ビジネス

開発型ビジネスの投資スタイルは、「ビルド型インベストメント」で、M&Aなどにより連結子会社及び関連会社として当社とともに成長する「成長収益事業」であります。

当期に株式会社ユニヴァ・フュージョン及び株式会社ユニヴァ・ジャイロンを新たにグループの一員として迎え入れ、事業ポートフォリオの拡充に努めてまいりました。一方で、既存の株式会社ノースエナジーを含めた連結子会社及び関連会社の収益力向上が課題であり、当社からの経営支援により各事業個別に収益力を高めていくとともに、シナジー効果が見込める他の企業との協業や事業提携等についても検討していく方針であります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、当期において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年3月期から5期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したため、期末日後1年以内に資金的支障が生じるのではないかと懸念もあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

これまでの金融事業における投資先の株価動向等の市場環境に大きく左右される収益構造は改善すべき長年の課題であると認識しており、かかる状況に対処するため、前期に経営体制を刷新するとともに2021年11月に新経営方針を、さらに2022年6月に2023年3月期から2025年3月期の3か年を対象とした「第1次中期経営計画」を公表いたしました。この中期経営計画では、新経営方針で掲げた3つの事業領域（「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」）において、金融事業に留まらない将来に向け当社グループの成長に資する新たな事業の確立を通じ、強固な経営基盤の構築と新たな価値の創造を実現すべく、各種戦略を推進してまいります。

その戦略の一環として、2022年5月にデジタルマーケティング事業を展開する株式会社ユニヴァ・ジャイロンを子会社化し、さらに2022年9月に株式交付により、株式会社ユニヴァ・フュージョンを子会社化いたしました。また、スターリング証券株式会社や株式会社ノースエナジーといった既存子会社も収益力の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、金融事業においては黒字となりましたが、新規の投資案件をほとんど獲得することができず、アドバイザー部門も特筆すべき成果を上げることができませんでした。また、クリーンエネルギー事業においても、太陽光発電設備の設置可能な用地確保に時間を要したことや、新規販売が低調だったことなどにより大幅な減収減益となり、中期経営計画の初年度の目標である連結営業利益黒字化は達成することができませんでした。

このような状況において、金融事業を行うスターリング証券株式会社においては、新規投資案件の獲得が思うように進まなかった点の改善策として経営改革をさらに加速させる必要があると認識しており、具体的には既に金融商品の専門家である外部人材を活用しながらの経営体制刷新も完了し、この新体制の元で来期はさらなる経営改革を断行して新規投資案件獲得を強力に推し進め、利益獲得に邁進してまいります。

クリーンエネルギー事業を行う株式会社ノースエナジーにおいては、用地確保を迅速に行う社内体制は構築できたと認識しており、すでに採用済みの外部人材の有効活用もあり黒字化への動きは現実的と認識しております。

さらに、新たに当社グループの一員となった株式会社ユニヴァ・フュージョン及び株式会社ユニヴァ・ジャイロンにおいても、早期に当社グループの業績に寄与させるべく新製品の開発と積極的な広告宣伝活動により一層の収益力強化に取り組ん

でまいります。

しかしながら、初年度の目標であった連結営業利益の黒字化及び2年目の目標である連結当期純利益の黒字化には不確実性が存在しており、今後の事業継続には資金の確保が必要となります。そこで資金面を検討した結果、当期末において当社グループでは13億3百万円の現預金を、当社単体では現預金並びに保有上場株式を合計で6億16百万円を確保しており、また、保守的に作成した今後1年間の資金繰計画においても、当社グループ全体で資金不足が生じることはないと認識し、当期末において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断いたしました。

上記の課題に適切に対処することにより、事業の更なる発展に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第159期 (2020年3月期)	第160期 (2021年3月期)	第161期 (2022年3月期)	第162期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	4,064,317	5,531,707	2,611,996	2,047,777
経 常 利 益 (千円)	△1,890,441	△780,359	△969,538	△582,345
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	△1,794,917	△951,190	△1,663,605	△687,605
1株当たり当期純利益 (円)	△33.46	△17.73	△29.62	△9.22
総 資 産 (千円)	8,891,388	7,752,638	7,361,417	7,560,778
純 資 産 (千円)	5,628,844	4,968,722	4,155,252	4,504,870

- (注) 1. △印は損失を示しております。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。  
 3. 第159期におきましては、株式会社ノースエナジーが連結対象となったことから増収となったものの、一部の投資先企業の株価が大幅に下落したことなどから、減益となりました。  
 4. 第160期におきましては、金融事業の業績が改善し、増収となったものの、黒字化には至りませんでした。  
 5. 第161期におきましては、金融事業及びクリーンエネルギー事業において、大幅な計画未達になったことなどにより、減収減益となりました。  
 6. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。  
 7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第161期の期首から適用しており、第161期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第159期 (2020年3月期)	第160期 (2021年3月期)	第161期 (2022年3月期)	第162期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	421,431	1,637,749	169,675	221,920
経 常 利 益 (千円)	△1,679,820	△604,546	△341,240	△720,718
当期純利益 (千円)	△1,511,390	△617,837	△2,690,664	△815,958
1株当たり当期純利益 (円)	△28.18	△11.52	△47.90	△10.94
総 資 産 (千円)	6,338,077	5,971,057	4,682,600	4,700,834
純 資 産 (千円)	6,135,885	5,803,080	4,152,993	4,360,303

- (注) 1. △印は損失を示しております。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。  
 3. 第161期におきましては、当社の投資銀行事業を当社の子会社であるスターリング証券株式会社に移管したことから、売上高は大幅に減少しております。また、事業構造改革費用など特別損失を23億45百万円計上したことから大幅な減益となりました。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	10,000米ドル	100.0%	金融事業
スターリング証券株式会社	100,000千円	100.0%	金融事業
株式会社ユニヴァ・フュージョン	20,000千円	51.0%	ビューティー&ヘルスケア事業
株式会社ノースエナジー	100,000千円	78.0%	クリーンエネルギー事業
株式会社ユニヴァ・ジャイロン	10,000千円	86.0%	デジタルマーケティング事業

- (注) 1. 当社は、2022年9月30日付で、株式会社ユニヴァ・フュージョンを株式交付子会社とする株式交付を行い、同社を子会社といたしました。
2. 当社は、2022年5月31日付で、株式会社ユニヴァ・ジャイロンの株式を取得し、子会社といたしました。
3. 株式会社ノースコミュニケーションは、2022年8月1日付で、株式会社ノースエナジーが保有していた同社の全株式を売却したため、子会社ではなくなりました。

## (7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業セグメント	事業の内容
金融事業	投資銀行事業、証券事業、アセットマネジメント事業
ビューティー&ヘルスケア事業	美容・健康関連商品の企画及び販売
クリーンエネルギー事業	エネルギー事業、ファンド事業
デジタルマーケティング事業	デジタルマーケティングに関するツールベンダー事業
その他の事業	コミュニティFM放送事業、シェアードサービス事業

(8) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業所は以下のとおりであります。

会 社 名	主 要 な 事 業 所
当 社	(本 社) 東京都港区
スターリング証券株式会社	(本 社) 東京都港区
株式会社ユニヴァ・フュージョン	(本 社) 東京都港区
株式会社ノースエナジー	(本 社) 北海道札幌市
株式会社ユニヴァ・ジャイロン	(本 社) 東京都港区

(9) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
金 融 事 業	4(-)名	6名減(-)
ビューティー&ヘルスケア事業	19(-)	19名増(-)
クリーンエネルギー事業	26(-)	5名減(-)
モ バ イ ル 事 業	-(-)	20名減(2名減)
デジタルマーケティング事業	19(1)	19名増(1名増)
そ の 他 の 事 業	17(8)	14名増(4名増)
全 社 ( 共 通 )	2(1)	7名減(1名減)
合 計	87(10)	14名増(2名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 使用人数が前期末と比べて14名増加しましたのは、当期に株式会社ノースコミュニケーション（モバイル事業）を連結の範囲から除外したことから減少した一方で、株式会社ユニヴァ・フュージョン（ビューティー&ヘルスケア事業）及び株式会社ユニヴァ・ジャイロン（デジタルマーケティング事業）を連結の範囲に含めたためであります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
2(1)名	7名減(1名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 使用人数が前期末と比べて、7名減少したのは、当社の管理部門の使用人を、当社の子会社である株式会社ライゾーマビジネスに出向させたためであります。

## (10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	704,536千円
株式会社日本政策金融公庫	237,710千円
株式会社りそな銀行	143,159千円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 80,676,080株（自己株式42,868株を含む。）
- (3) 株主数 18,723名（前期末比1,533名減）

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニヴァ・キャピタル・ ファイナンス	13,140千株	16.30%
株式会社ユニヴァ・ アセット・マネジメント	7,019	8.71
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 1	2,140	2.65
佐野 敦彦	1,780	2.21
木村 正明	1,541	1.91
株式会社シェフコ	1,200	1.49
協和青果株式会社	1,160	1.44
山崎 宏	1,124	1.39
Monex Boom Securities (H.K.) Limited	740	0.92
アサノアソシエイツ株式会社	739	0.92

(注) 持株比率は、自己株式（42,868株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の  
状況

該当事項はありません。

(3) 現に発行している新株予約権（2023年3月31日現在）

第10回新株予約権

発行決議の日	2021年9月22日
新株予約権の数	51,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,100,000株
新株予約権の発行価額	94円
行使価額	99円
新株予約権の行使期間	2023年5月15日から2024年5月15日

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
稲葉 秀二	代表取締役会長兼社長 グループCEO	UNIVA CAPITAL Group, Inc. 会長兼グループCEO OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 代表取締役
宗雪 敏明	常務取締役 グループCOO 兼経営戦略室長	スターリング証券株式会社 代表取締役社長
秋田 勉	取締役 グループCFO	株式会社ライゾーマビジネス 代表取締役社長
尾関 友保	取締役	株式会社エムエフアイジャパン 代表取締役
伊藤 祐之	取締役	公認会計士 税理士 公認会計士伊藤会計事務所 所長 有限会社トエンティーン 代表取締役社長 株式会社日本コーバン 社外監査役
作田 陽介	常勤監査役	税理士 株式会社ホクガン 社外監査役 株式会社BRIDGES 社外監査役 株式会社88インターナショナル 社外監査役 株式会社エングループ沖縄 社外監査役 アジアフードコンセプト株式会社 社外監査役
坂井 眞	監査役	弁護士 坂井眞法律事務所 代表 株式会社デジタルガレージ 社外取締役
上野 園美	監査役	弁護士 公認会計士 株式会社スーパーリージョナル 社外監査役

- (注) 1. 尾関友保及び伊藤祐之の両氏は、社外取締役であります。
2. 作田陽介、坂井眞及び上野園美の3氏は、社外監査役であります。
3. 尾関友保、伊藤祐之、作田陽介、坂井眞及び上野園美の5氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
4. 作田陽介氏は、税理士としての豊富な税務・会計知識や上場企業に対する専門的な見地からの助言業務経験を有しております。
5. 竹井博康氏は、2022年6月22日辞任により取締役を退任しております。
6. 宗雪敏明氏は、2022年6月23日開催の第161期定時株主総会において取締役に選任され、同日付で常務取締役に就任いたしました。
7. 2022年7月1日付の組織改編に伴い、稲葉秀二氏はグループCEOに、宗雪敏明氏はグループCOOに、秋田勉氏はグループCFOにそれぞれ就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役尾関友保及び伊藤祐之並びに監査役作田陽介、坂井眞及び上野園美は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。

## (5) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額					計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	その他の報酬	
取締役 (内、社外取締役)	6名 (2名)	85,200千円 (9,600千円)	— (—)	— (—)	36,399千円 (▲8,298千円)	2,000千円 (2,000千円)	123,599千円 (3,302千円)
監査役 (内、社外監査役)	3名 (3名)	17,400千円 (17,400千円)	— (—)	— (—)	▲9,387千円 (▲9,387千円)	— (—)	8,013千円 (8,013千円)
計	9名	102,600千円	—	—	27,012千円	2,000千円	131,612千円

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額及び戻入額であります。

### ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第160期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した代表取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

代表取締役 1名 210,000千円

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第156期定時株主総会において、年額480,000千円以内（うち社外取締役年額80,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2010年6月29日開催の第149期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額80,000千円以内（うち社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第156期定時株主総会において、年額96,000千円以内（うち社外監査役年額72,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2010年6月29日開催の第149期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額40,000千円以内（うち社外監査役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

i 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年1月28日及び2021年6月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ii 決定方針の内容の概要

a) 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と賞与とに分け、固定報酬については常勤・非常勤の別を含めた職務・職責に応じて、賞与については会社業績の状況を踏まえて、会社業績に対する貢献度に応じて、各々相当と判断される水準といたします。また、これらとは別に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、ストックオプションの付与のための報酬枠を定めております。このほ

か、退任する代表取締役または取締役の在任中の功労に報いるため、株主総会決議に基づき、退職慰労金を支払うこととしております。

- b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬及び賞与といたします。月例の固定報酬は、役位・職務・職責に応じて他社水準、当社の業績及びその貢献度、従業員給与の水準も踏まえ、総合的に勘案して決定いたします。また、賞与は、各事業年度の業績指標及び会社業績に対する貢献度を総合的に勘案のうえ、支給する場合は原則として年1回支給いたします。このほか、株主総会決議で承認されることを条件に、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、代表取締役または取締役の退任後に、退職慰労金を支払うこととしております。

- c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、中長期的な業績向上と企業価値増大を目指すに当たり、一層の意欲及び士気向上を目的としたストックオプションとし、ストックオプションが行使された場合の希薄化にも配慮しつつ上記目的を達成するに相応しい数と予め定める利益目標としての行使条件を決定のうえ必要に応じて付与いたします。

- d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、特に予め一律の割合は設けませんが、支給の主旨に鑑み、適切な割合を都度検討のうえ決定いたします。

- e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。また、ストックオプションの個人別の付与数等については、取締役会が決定するものといたします。退職慰労金については、株主総会決議による承認を受けた後、取締役会の決議により、当社における一定の基準に従った取締役の個人別の退職慰労金の額を決定いたします。

- iii 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、固定報酬について常勤・

非常勤の別を含めた職務・職責に応じた検討が行われているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役稲葉秀二に当事業年度も含めた在任期間中の取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 尾関友保

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社エムエフアイジャパンの代表取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会12回開催中12回（100%）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

- v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である尾関友保氏には、長年にわたり経営コンサルタント会社等の経営に携わる等豊富な業務経験や知見を活かして、社外取締役として経営陣からは独立した客観的な立場から当社の経営戦略策定や投資案件の検討等の場面における積極的な助言及び監督という役割を期待しております。

当事業年度においては、尾関友保氏は、事業計画にかかわるリスク評価、新規事業等にかかわるリスク評価に関して積極的な助言等を行いました。

② 取締役 伊藤祐之

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

公認会計士伊藤会計士事務所の所長及び有限会社トエンティーンワンの代表取締

役社長を兼任しております。当該各社と当社との間には特別の関係はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本コーバンの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。

- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会12回開催中12回（100％）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

- v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である伊藤祐之氏には、公認会計士・税理士としての専門的な知識や投資事業に対する豊富な助言経験を活かして、社外取締役として経営陣からは独立した立場から当社の経営戦略策定や投資案件の検討等の場面における積極的な助言及び監督という役割を期待しております。

当事業年度においては、伊藤祐之氏は、事業計画にかかわるリスク評価、個別の投資案件にかかわるリスク評価に関して積極的な助言等を行いました。

### ③ 監査役 作田陽介

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ホクガン、株式会社BRIDGES、株式会社88インターナショナル、株式会社エングループ沖縄及びアジアフードコンセプト株式会社の各社外監査役を兼任しております。当該各社と当社との間には特別の関係はありません。

- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会は12回開催中12回（100％）出席し、監査役会は14回開催中14回（100％）出席し、主に長年税理士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

④ 監査役 坂井眞

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
株式会社デジタルガレージの社外取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容  
任期内の取締役会は12回開催中12回（100％）出席し、監査役会は14回開催中14回（100％）出席し、主に長年弁護士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 監査役 上野園美

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
株式会社スーパーリージョナルの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容  
任期内の取締役会は12回開催中11回（91.7％）出席し、監査役会は14回開催中13回（92.9％）出席し、主に長年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社ノースエナジーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、(4)及び(5)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制管理責任者として、内部統制構築にかかわる全責任を負うとともに、当社並びにその子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員に対し企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。
- ② 取締役は、経営理念を率先垂範し、社員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先する企業風土を醸成する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役は他の取締役の職務執行の監督を行う。
- ④ 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査に関する規程、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、職務執行状況の調査などを通じ、法令遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス関連規程、規則等を定め、当社グループの全役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設けコンプライアンス体制の構築、整備及び問題点の把握・解決を図る。
- ⑥ 当社は、当社グループの事業活動又は取締役及び社員のコンプライアンス上の違反行為あるいは疑義のある行為が行われ、又は行われようとしていることに取締役及び社員が気づいた際の通報体制として、社外の通報窓口の設置も含めて、個人が直接通報を行うことのできる手段を構築し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底した運用を行い、通報内容を秘守する等、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものとする。
- ⑦ 当社は、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序又は安全に脅威を与え

る反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。

- ⑧ 当社は、職務分掌に関する規程等に基づき、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
- ⑨ 当社は、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止を図る。
- ⑩ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査業務を専任所管するグループC Aを設け、専任者を配置する。専任者は、年度監査計画に基づき当社グループにおいて監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うとともに、内部監査結果を代表取締役様に報告を行い、併せて取締役会及び監査役へも報告する。
- ⑪ 当社は、グループC Aからの内部監査結果を受け、代表取締役の指示に従い不備の改善及び開示すべき重要な不備の是正を行う。
- ⑫ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令への適合も含め、「コンプライアンスの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備し、業務の改善を図る。なお、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」については別途これを定める。
- ⑬ 当社は、会社情報の開示について、「情報開示規程」、その他関連規程において当社グループからの情報収集、開示書類の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会、取締役会及び経営会議の議事録を、法令及び関連規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
- ② 当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社は、情報セキュリティに関する基本方針、規程を定め、各種情報資産への脅威が生じないよう適切な保護対策を実施する。

## (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動において想定される各種リスクにかかわる適切な評価・管理体制を構築する。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント推進

に係る課題、対策を協議・決定し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

- ② 当社は、事業上のリスクとして、市場リスク・信用リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク及び災害リスク等を認識し、個々のリスクに対するマニュアル等の整備及び見直しを行う。
- ③ 当社は、「危機管理細則」に基づき、不測の事態が発生した場合の対応を含む危機管理体制を整備し、有事には迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を防止し、損失を最小限にとどめる。

**(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、「取締役会規則」において、取締役会において付議すべき事項を定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。また、併せて、決裁に関する「稟議決裁基準一覧表」にて、代表取締役等の決裁権限を定める。
- ② 当社は、代表取締役以下常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営全般にかかわる重要事項を協議・決定する。
- ③ 当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の透明性を確保するため、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と職務執行機能を分離する。
- ④ 当社の役員及び社員は、その専門機能に応じて子会社の経営効率の向上及び企業価値を高めるため、積極的に支援・指導・助言するものとする。

**(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「関係会社マネジメント規程」等の関連規程を定め、子会社に対し、重要事項について当社の事前承認を得ること及び経営状況を定期的に報告又は説明することを義務付ける。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助する特定の社員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その社員を定める。

**(7) 当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助する特定の社員を置いた場合には、当該社員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従う。また、取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動、人事評価等については、事前に監査役と協議を行い決定する。

**(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、取締役会その他重要な決議の場に出席し報告を受ける。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員にその説明を求めることができる。
- ③ 取締役及び社員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。

**(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で随時会合を持つ。
- ② 取締役は、監査役の職務が実効的に行えるよう、監査役との間で、情報の交換に努める。
- ③ グループC Aは、監査役との間に定期的な会合を持ち効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
- ④ 監査役は、グループC Aの実施する内部監査に係る監査計画につき事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。また、監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。
- ⑤ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築する。
- ⑥ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般に関する取組み

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、グループC Aがモニタリングし、改善を進めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」については、グループC Aが独立評価を実施しております。

### (2) コンプライアンスに関する取組み

当社は、年間のコンプライアンス行動計画を策定し、年4回以上開催されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会においてその進捗状況を確認しております。行動計画の中では、社内向けコンプライアンス研修も実施しております。また、「内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、通報者の保護を図るとともに、問題の早期発見と改善に努めております。

### (3) リスク管理に関する取組み

当社は、年間のリスクマネジメント実施計画を策定し、当社の経営に重大な影響を及ぼす事業リスクに対応するため、リスクの分類を行い、具体的なリスクの内容に対しリスクマネジメントの目標設定を行っております。また、四半期毎にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し、リスク対応に対するモニタリングを実施しております。

### (4) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催を原則とする定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行っております。また、取締役会は、常勤取締役による「経営会議」や常勤役員及び執行役員による「投資委員会」に権限移譲を行い、重要事項に関し効率的な意思決定の仕組みを構築しております。

### (5) 当社の関係会社における業務の適正の確保に関する取組み

当社の関係会社は、「関係会社マネジメント規程」に則り、定められた重要事項に関し承認申請、報告を行う体制としているほか、グループC Aが監査・指導を行っております。

#### (6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回開催のうえ監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

#### 備考

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,737,352	流動負債	1,762,445
現金及び預金	1,303,797	買掛金	282,907
売掛金	485,410	短期借入金	377,200
契約資産	42,595	1年内償還予定の社債	87,600
営業投資有価証券	499,391	1年内返済予定の長期借入金	175,468
棚卸資産	583,093	未払金	211,518
関係会社短期貸付金	412,367	未払法人税等	51,439
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	116,283	契約負債	159,033
その他	341,275	預り金	50,531
貸倒引当金	△46,863	株主優待引当金	58,442
固定資産	3,798,849	その他	308,305
有形固定資産	1,473,223	固定負債	1,293,462
建物及び構築物	49,191	社債	179,000
機械装置及び運搬具	137,834	長期借入金	629,737
工具、器具及び備品	21,350	繰延税金負債	48,749
土地	1,237,449	解体撤去引当金	49,300
リース資産	2,570	役員退職慰労引当金	57,638
建設仮勘定	24,827	退職給付に係る負債	46,372
無形固定資産	884,503	資産除去債務	56,585
のれん	851,975	その他	226,080
その他	32,528	負債合計	3,055,908
投資その他の資産	1,441,122	(純資産の部)	
投資有価証券	167,135	株主資本	4,385,871
関係会社長期貸付金	837,226	資本金	4,787,920
繰延税金資産	24,177	資本剰余金	3,597,002
その他	498,031	利益剰余金	△3,985,074
貸倒引当金	△85,448	自己株式	△13,977
繰延資産	24,575	その他の包括利益累計額	△153,301
株式交付費	9,547	その他有価証券評価差額金	41,556
社債発行費等	15,028	為替換算調整勘定	△194,858
資産合計	7,560,778	新株予約権	4,794
		非支配株主持分	267,506
		純資産合計	4,504,870
		負債及び純資産合計	7,560,778

# 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,047,777
売 上 原 価		993,236
売 上 総 利 益		1,054,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,826,114
営 業 損 失		771,574
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43,159	
為 替 差 益	229,528	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	20,000	
そ の 他	20,257	312,945
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,531	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	85,505	
そ の 他	19,679	123,716
経 常 損 失		582,345
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	156,465	
そ の 他	6,218	162,684
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	163	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	7,575	
損 害 賠 償 金	15,321	
減 損 損 失	56,901	
の れ ん 償 却 額	151,714	
そ の 他	6,170	237,846
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		657,507
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,798	
法 人 税 等 調 整 額	78,969	103,767
当 期 純 損 失		761,274
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		73,669
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		687,605

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,787,920	2,637,783	△3,297,469	△13,901	4,114,333
当期変動額					
株式交付による増加		959,254			959,254
連結子会社株式の取得による持分の増減		△36			△36
親会社株主に帰属する当期純損失			△687,605		△687,605
自己株式の取得				△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	959,218	△687,605	△75	271,538
当期末残高	4,787,920	3,597,002	△3,985,074	△13,977	4,385,871

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	△33,425	△49,236	△82,662	4,794	118,788	4,155,252
当期変動額						
株式交付による増加						959,254
連結子会社株式の取得による持分の増減						△36
親会社株主に帰属する当期純損失						△687,605
自己株式の取得						△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	74,982	△145,621	△70,638	-	148,718	78,079
当期変動額合計	74,982	△145,621	△70,638	-	148,718	349,617
当期末残高	41,556	△194,858	△153,301	4,794	267,506	4,504,870

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数…………… 8社
- ② 連結子会社の名称……………OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.、スターリング証券株式会社、株式会社ユニヴァ・フュージョン、ノースホールディングス株式会社、株式会社ノースエナジー、株式会社ユニヴァ・ジャイロン、軽井沢エフエム放送株式会社、株式会社ライゾーマビジネス

上記のうち、当連結会計年度において、株式会社ユニヴァ・フュージョン及び株式会社ユニヴァ・ジャイロンは株式を取得したため、株式会社ライゾーマビジネスは新たに設立したため、それぞれ連結の範囲に含めております。また、株式会社ノースコミュニケーションは、株式会社ノースエナジーが保有していた同社の株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の状況

- ① 主要な非連結子会社の名称……………株式会社リ・ダイニング
- ② 連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

- ① 持分法適用の関連会社の数…………… 5社
- ② 持分法適用の関連会社の名称……………クリストフルジャパン株式会社、BIG ISLAND HOLDINGS LLC、BIH GOLF LLC、BIH PROPERTIES LLC、BIH UTILITIES LLC

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ① 主要な会社等の名称……………株式会社リ・ダイニング
- ② 持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

- ① 当該他の会社等の名称……………株式会社山田平安堂
- ② 関連会社としなかった理由……………当社の主たる営業目的である投資育成のために取得したものであり、傘下に入れる目的で取得したものではないためであります。

#### (4) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるOAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.、株式会社ユニヴァ・フュージョン及び株式会社ノースエナジーの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

i 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ii 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

##### iii その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる費用の見積額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………当社役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 解体撤去引当金……………将来の太陽光発電所の解体撤去に備えるため、将来発生すると見込まれる費用負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

i ビューティ&ヘルスケア事業

ビューティ&ヘルスケア事業においては、ECサイトを通じた通販事業を行っております。これらの商品販売取引では、通常、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ii クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業においては、主に法人向け太陽光発電設備と底地である販売用不動産の販売を行っております。法人向け太陽光発電設備の販売については、底地の移転登記が完了した時点で顧客が該当製品の使用から生じる便益を享受することが可能になり、履行義務が充足されると判断できることから、移転登記が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、移転登記日から概ね1ヵ月以内に受領しており、履行義務に対する対価に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

- i 株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。
- ii 社債発行費等……………社債の償還期間内又は3年間で定額法により償却しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑤ 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 (流動資産)	46,863千円
貸倒引当金 (固定資産)	85,448千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権の評価は、債務者の経営状態及び財政状態、延滞の期間、事業活動の状況、当社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に係る一切の定量的、定性的要因を当連結会計年度末時点で入手可能な情報から検討し、その結果を大きく変更する要因がないことを可能な限り確かめることで、その評価が今後も継続するであろうとの仮定に基づくものであります。

従って、債務者の財政状態の悪化等により支払能力が低下したなど、設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化した場合、追加の引当が必要となり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	851,975千円
-----	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの償却方法及び償却期間については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんのうち減損の兆候がある資産又は資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。また、当社又は当社の連結子会社の計算書類上、関係会社株式を減損処理した場合には、のれんの一時償却の要否について検討を行っております。

減損の兆候があると判定された際は、主に報告単位の事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るかどうかによって減損の要否を判定しております。

従って、前提となる事業計画等が、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化し当該事業計画等に基づく業績回復が予定通り進まないことが判明した場合には、減損損失を計上することとなり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

営業投資有価証券	37,851千円
差入保証金(流動資産-その他)	21,500千円
計	59,351千円

(2) 担保に係る債務

信用取引買掛金(流動負債-買掛金)	40,546千円
-------------------	----------

2. 所有権留保資産及び所有権留保付債務

(1) 所有権留保資産

機械装置及び運搬具	132,278千円
-----------	-----------

(2) 所有権留保付債務

割賦未払金	16,543千円
長期割賦未払金	213,687千円

(注) 割賦未払金は連結貸借対照表上流動負債の「その他」に含めて表示しており、長期割賦未払金は連結貸借対照表上固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 170,524千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額
東京都港区他	事業用資産	建物、ソフトウェア他	56,901千円

当社グループでは、クリーンエネルギー事業における事業用賃貸資産の土地及び遊休資産については、個別資産毎にグルーピングを行っており、それ以外については事業会社を基本とした管理会計上の区分により、グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社は、継続的に営業損失を計上していたところ、当連結会計年度において、2009年12月に代物弁済により取得した投資不動産(神奈川県)を売却した結果、当連結会計年度末時点の正味売却価額が大幅に下落したことから、当社が有する固定資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

減損損失の主な内訳は、建物36,340千円、ソフトウェア9,427千円であります。

なお、回収可能価額の算定については、正味売却価額により測定しております。

2. のれん償却額

特別損失に計上されているのれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、子会社株式の減損処理に伴ってのれんを一時償却したものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	67,535,604	13,140,476	—	80,676,080
合計	67,535,604	13,140,476	—	80,676,080

(注) 発行済株式の総数の増加は、当社を株式交付親会社、株式会社ユニヴァ・フュージョンを株式交付子会社とする株式交付によるものであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業の一つである金融事業においては、主に自己資金と、必要に応じて社債や新株予約権の発行により資金を調達し、これらの資金により、将来有望な国内外の上場企業並びに非上場企業へ投資を行っております。従って、信用リスク、価格変動リスク、為替リスクを伴う金融資産を有しているため、会社経営において、リスクの把握と管理が重要であると考えております。そのため、当社グループは、リスク管理の基本的な事項をリスクマネジメント基本規程として制定しております。この規程の中で、管理すべきリスクの種類を特定するとともに的確な評価を行い、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスを構築し、実践していくことを定めております。

また、当社の子会社においては、設備投資等の長期の資金需要に対しては金融機関からの長期の借入及び社債発行にて調達しており、短期的な資金需要に対しては主に金融機関からの短期の借入によっております。従って、流動性リスクを伴う金融負債を有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを伴っております。当社グループにおける主な金融資産は営業投資有価証券及び投資有価証券並びに関係会社長期貸付金であります。このうち、営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に上場株式及び関係会社株式で構成されており、主に純投資目的及び事業推進目的で保有しております。また、上場株式については一部売買目的で保有しております。これらの金融資産は、投資先企業等の信用リスク及び上場株式等については価格変動リスクを伴っております。また、関係会社長期貸付金については、関係会社の信用リスクを伴っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1か月以内の支払期日であります。社債及び借入金は運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。これらの債務は流動性リスクを伴っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、投資先企業等の信用リスクに関して、投資規程及び関連諸規則に従い、民間信用調査機関及び案件担当者の企業分析等による情報に基づき投資先企業等の状況を定期的にモニタリングしております。なお、緊急を要する重要情報を入手した場合は、取締役会又は投資委員会にて、早急に対応策を協議する体制を構築しております。

## ② 市場リスクの管理

### i 金利リスクの管理

当社グループでは、借入金及び社債等の金利の変動リスクを回避するため、定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの低減を図っております。

### ii 為替リスクの管理

当社グループは、外貨建金融資産及び金融負債について為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。今後、状況に合わせて為替リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行う可能性があります。

当社グループにおいて、外国為替レート（主として、円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、ドル建ての関係会社に対する貸付金及びドル建ての関係会社株式であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年3月31日時点で、円が対米ドルで10%下落すれば当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は159,593千円増加するものと考えられます。反対に円が対米ドルで10%上昇すれば159,593千円減少するものと考えられます。

### iii 価格変動リスクの管理

当社グループは、投資規程及び関連諸規則に従い、取締役会又は投資委員会において、投資判断を行っております。新規投資案件については、投資先企業のデューデリジェンスにより投資限度額、価格変動リスクの評価を含む投資回収等の投資計画を立案し、取締役会又は投資委員会においてその投資計画の決定を行っております。また、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、取締役会及び投資委員会に報告する体制を構築しております。なお、上場株式については、価格変動リスクに備え、新株予約権の引受割合を高くする投資手法に加え、取得価額から20%程度下落した段階で株価の回復可能性等を検討し、売却処分を行うことで価格変動リスクの軽減を図っております。

当社グループは、主な金融資産である上場株式について新株予約権を効果的に組み合わせて投資を行っていることで、価格変動リスクを低減しているため、これに係る市場リスク量を把握することを重視しておらず、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。代表的なリスク分析の計測モデルであるバリュエーション・アット・リスク（VaR）は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、将来へ向けた事業再生及び新規事業計画の提案を組み合わせた当社の投資手法とは親和性が低いと考えており、これを利用しておりません。

しかしながら、営業投資有価証券に含まれる上場株式については、当社において、株価の価格変動（主として、国内上場銘柄）のリスクの影響を受ける主たる金融資産であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年3月31日時点で、TOPIXが5%上昇すれば12,077千円増加するものと考えられます。反対に、TOPIXが5%下落すれば、12,077千円減少するものと考えられます。

### iv デリバティブ取引

現在、デリバティブ取引を行っておりません。

## ③ 流動性（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）リスクの管理

当社グループでは、各社毎に、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元資金の流動性を勘案の上、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券及び投資有 価証券			
売買目的有価証券	134,679	134,679	—
その他有価証券	333,511	333,511	—
(2) 関係会社長期貸付金(※1)	953,510		
貸倒引当金	△15,000		
	938,510	937,451	△1,059
資産計	1,406,702	1,405,643	△1,059
(1) 社債(※2)	266,600	266,925	325
(2) 長期借入金(※3)	805,205	798,915	△6,289
負債計	1,071,805	1,065,840	△5,964

(※1) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含んでおります。

(※2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	198,335

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券及び投資有価証券				
売買目的有価証券				
株式	134,679	—	—	134,679
その他有価証券				
株式	333,511	—	—	333,511
資産計	468,191	—	—	468,191

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	937,451	—	937,451
資産計	—	937,451	—	937,451
社債	—	266,925	—	266,925
長期借入金	—	798,915	—	798,915
負債計	—	1,065,840	—	1,065,840

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

これらは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらは元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社である株式会社ノースエナジーにおいて北海道その他の地域に、主として太陽光発電所向けの賃貸用土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,479,898	1,213,711

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	金融	ビューティ ー&ヘルス ケア	クリーン エネルギー	モバイル	デジタルマ ーケティング	計		
一時点で移 転される財	2,000	524,538	646,130	149,240	5,485	1,327,394	6,141	1,333,536
一定の期間 にわたり移 転される財	10,000	—	95,406	43,599	172,872	321,878	39,783	361,662
顧客との契 約から生じ る収益	12,000	524,538	741,536	192,840	178,357	1,649,273	45,924	1,695,198
その他の収 益	287,721	—	64,857	—	—	352,578	—	352,578
外部顧客へ の売上高	299,721	524,538	806,394	192,840	178,357	2,001,852	45,924	2,047,777

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コミュニティFM放送事業及びシェアードサービス事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は162,022千円であり、履行義務の充足につれて20年以内に収益を認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	52円49銭
2. 1株当たり当期純損失	9円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,961,448	流動負債	163,891
現金及び預金	262,523	信用取引買掛金	40,546
売掛金	136,777	リース債務	857
営業投資有価証券	403,987	未払金	17,842
前払費用	28,190	未払費用	12,054
関係会社短期貸付金	950,947	未払法人税等	28,127
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	127,242	預り金	3,576
未収入金	3,725	前受収益	2,428
その他	94,054	株主優待引当金	58,442
貸倒引当金	△46,000	その他	14
固定資産	2,720,364	固定負債	176,639
有形固定資産	19,240	リース債務	2,007
建物	0	繰延税金負債	43,384
車両運搬具	0	退職給付引当金	45,872
工具、器具及び備品	19,240	役員退職慰労引当金	57,638
リース資産	0	資産除去債務	27,737
無形固定資産	0	負債合計	340,531
投資その他の資産	2,701,123	(純資産の部)	
投資有価証券	2,500	株主資本	4,313,952
関係会社株式	1,406,262	資本金	4,787,920
関係会社長期貸付金	3,014,878	資本剰余金	3,628,968
その他	107,482	資本準備金	2,965,165
投資損失引当金	△130,000	その他資本剰余金	663,803
貸倒引当金	△1,700,000	利益剰余金	△4,088,959
繰延資産	19,021	利益準備金	35,500
株式交付費	9,547	その他利益剰余金	△4,124,459
社債発行費等	9,474	繰越利益剰余金	△4,124,459
資産合計	4,700,834	自己株式	△13,977
		評価・換算差額等	41,556
		その他有価証券評価差額金	41,556
		新株予約権	4,794
		純資産合計	4,360,303
		負債及び純資産合計	4,700,834

# 損 益 計 算 書

（ 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		221,920
売 上 原 価		185
売 上 総 利 益		221,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		563,671
営 業 損 失		341,937
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40,009	
為 替 差 益	134,560	
そ の 他	6,888	181,458
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	107	
株 式 交 付 費 償 却	5,408	
社 債 発 行 費 等 償 却	5,722	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	549,000	
そ の 他	2	560,240
経 常 損 失		720,718
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		120,948
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,999	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	130,000	
減 損 損 失	52,190	192,206
税 引 前 当 期 純 損 失		791,976
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 税 等 調 整 額	22,771	23,981
当 期 純 損 失		815,958

# 株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,787,920	2,005,910	663,803	2,669,713	35,500	△3,308,501	△3,273,001	△13,901	4,170,731
当期変動額									
株式交付による増加		959,254		959,254					959,254
当期純損失						△815,958	△815,958		△815,958
自己株式の取得								△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	959,254	—	959,254	—	△815,958	△815,958	△75	143,221
当期末残高	4,787,920	2,965,165	663,803	3,628,968	35,500	△4,124,459	△4,088,959	△13,977	4,313,952

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△22,531	△22,531	4,794	4,152,993
当期変動額				
株式交付による増加				959,254
当期純損失				△815,958
自己株式の取得				△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	64,088	64,088	—	64,088
当期変動額合計	64,088	64,088	—	207,309
当期末残高	41,556	41,556	4,794	4,360,303

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる費用の見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金……………関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失見積額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

##### アドバイザー業務

当社のアドバイザー業務では、主に経営コンサルティングサービスの提供をしており、顧客との契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は概ね時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。

社債発行費等……………3年間で定額法により償却しております。

##### (2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 貸倒引当金の見積り

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動資産） 46,000千円

貸倒引当金（固定資産） 1,700,000千円

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「（会計上の見積りに関する注記） 1. 貸倒引当金の見積り（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

##### 2. 関係会社株式の評価

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,406,262千円

投資損失引当金 130,000千円

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは、事業計画等により回復可能性が認められるものを除き、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として計上しております。

また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が30%以上低下した際には、事業計画等により回復可能性が認められるものを除き、投資損失引当金を計上しております。

実質価額は、資産等の時価評価に基づく評価差額及び超過収益力等を反映した1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式又は投資損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

営業投資有価証券	37,851千円
差入保証金（流動資産－その他）	21,500千円
計	59,351千円

(2) 担保に係る債務

信用取引買掛金	40,546千円
---------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,225千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ノースエナジー	224,992千円
-------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する短期金銭債権	215,810千円
関係会社に対する長期金銭債権	63,714千円
関係会社に対する短期金銭債務	9,721千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	5,779千円
販売費及び一般管理費	67,703千円
営業取引以外の取引高	44,666千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	41,906	962	—	42,868

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,261,120千円
営業投資有価証券評価損	116,003千円
関係会社株式評価損	464,080千円
貸倒引当金	534,625千円
その他	122,181千円

繰延税金資産小計 2,498,011千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta 1,261,120$ 千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta 1,208,616$ 千円

評価性引当額小計  $\Delta 2,469,737$ 千円

繰延税金資産合計 28,274千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金  $\Delta 18,340$ 千円

関係会社長期貸付金等  $\Delta 53,315$ 千円

その他  $\Delta 3$ 千円

繰延税金負債合計  $\Delta 71,658$ 千円

繰延税金資産 ( $\Delta$ は負債) の純額  $\Delta 43,384$ 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	34,887	関係会社 短期貸付金	347,947
						関係会社 長期貸付金	2,376,575
				利息の受取 (注) 1	37,703	未収利息	77,119
子会社	ノースホー ルディング ス株式会社	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	26,000	関係会社 長期貸付金	696,046
				利息の受取 (注) 1	139	未収利息	173
子会社	スターリン グ証券株式 会社	(所有)直接 100.00%	役員の兼任 (4名)	営業投資有 価証券の譲 渡	70,200	—	—
				資金の借入	100,000	—	—
				借入金の返 済	100,000	—	—
			利息の支払	27	—	—	
子会社	株式会社ノー スエナジー	(所有)間接 78.01%	資金の貸付 役員の兼任 (3名)	資金の貸付	570,000	関係会社 短期貸付金	570,000
				利息の受取 (注) 1	1,543	未収利息	1,543
				債務保証	224,992	—	—
				保証料の受 取	4,458	—	—
子会社	株式会社ユニ ヴァ・ジャイ ロン	(所有)直接 86.00%	資金の貸付 役員の兼任 (1名)	資金の貸付	51,800	関係会社 長期貸付金	44,500
				利息の受取 (注) 1	511	—	—
関連会社	BIG ISLAND HOLDINGS LLC	(所有)間接 40.00%	役務の提供	役務の提供	—	売掛金	136,777

(注) 1. 資金の貸付に伴う利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、1,700,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において661,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ユニヴァ・マルシエ	—	株主優待品の購入	株主優待品の購入	57,764	未払金	2,960

(注) 価格その他の取引条件は、一般の取引価格を元に、価格交渉の上で決定しております。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 54円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 10円94銭 |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

O a k キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳	吉 昭
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	小 倉	明
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	折登谷	達 也
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、O a k キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

O a k キャピタル株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳	吉 昭
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	小 倉	明
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	折登谷	達 也
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し（一部リモート会議方式により）、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

O a k キャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	作	田	陽	介	Ⓔ
監査役（社外監査役）	坂	井		眞	Ⓔ
監査役（社外監査役）	上	野	園	美	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 以下のとおり、当社の商号を変更することに伴い、現行定款第1条の商号を変更するものです。

#### ①商号変更の理由

- ・新生Oakキャピタルグループは、「価値共創」を掲げ他企業との連携やシナジーを積極的に推進していく経営方針としており、またOakキャピタル自体は持株会社として実質機能している中であって、こうしたコーポレートイメージを投資家等のステークホルダーの皆様に対し明確に訴求する手段としては商号変更が最適であり、また早期にこれを実施すべきと判断したものです。
- ・今回の商号変更に伴い、当社が、ホールディング会社として名実共にグループの要の機能を果たすことができると共に、グループ全体として「Unite the Values」のUNIVAブランドを活用し、M&A対象企業に対して共創する会社に変容したことを明確に打ち出し、事業領域の拡大をよりスムーズに進めることができると考えております。
- ・また、新生Oakキャピタル発足以降、既にUNIVAグループとの協業によるシナジー効果が上がっておりますが、さらに今後においてもUNIVAグループとの連携がよりスムーズになることにより、資金面、人財・人脈面、マーケティング面等において相互の円滑な活用が期待され、これは現在進行している当社第一次中期計画の確実な達成に向けて強力な後押しになるものと考えております。

#### ②新商号

株式会社UNIVA・Oakホールディングス（英文表記：UNIVA Oak Holdings Limited）

#### ③変更予定日

2023年10月1日

- (2) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 当社グループの業容の拡大及び事業内容の多様化に伴い、当社の現行定款第3条の事業目的について所要の追加等を行うものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数等の変更、条文の加除、文言の整理等、所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 当社は <u>O a k</u> キャピタル株式会社と称し、英文では <u>Oak Capital Corporation</u> と称する。	第1条 当社は <u>株式会社UNIVA・O a k</u> ホールディングスと称し、英文では <u>UNIVA Oak Holdings Limited</u> と称する。
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
第3条  (新設)  (新設)	第3条  <u>72. 総務、庶務、経理・決算・税務、給与・労務、情報システム等に関する業務の代行</u> <u>73. 飲食店舗の再生</u>
<u>72. 前各号に関連するコンサルティング業務</u> <u>73. 前各号に附随関連する一切の事業</u>	<u>74. 前各号に関連するコンサルティング業務</u> <u>75. 前各号に附随関連する一切の事業</u>
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>  (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式及び株主	第2章 株式及び株主
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 当社の取締役は <u>20名以内</u> とする。  (新設)	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。  <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第20条 取締役は株主総会で選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任する。</u>
2 ～ 3 (条文省略)  (新設)	2 ～ 3 (現行どおり)  <u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役及び監査役に対し会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第21条 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。）</u>のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、</u>予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役に對し会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。</p>	<p>第27条 当会社は、<u>会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13 第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>第29条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会で選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役会の招集は監査役に対し会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	(削除)
<p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2023年6月開催の第162期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第1条の規定の変更は、2023年10月1日にその効力を生じるものとする。なお、本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役5名全員は本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	稲葉秀二 (1962年10月17日生)	1985年4月 株式会社リクルート 入社 1995年4月 日本貿易振興会（現JETRO） 出向 2004年4月 株式会社リクルート・ビジュアル・コミュニケーションズ 取締役 2006年8月 UNIVA CAPITAL Group, Inc. 会長兼グループCEO（現任） 2015年8月 UNIVA RESORT, LLC Manager（現任） 2015年10月 Big Island Holdings, LLC Manager（現任） 2021年6月 当社 代表取締役社長 2021年9月 スターリング証券株式会社 取締役会長（現任） 2021年9月 OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 代表取締役（現任） 2021年12月 株式会社CSSホールディングス 取締役会長（現任） 2022年6月 当社 代表取締役会長兼社長 2022年7月 当社 代表取締役会長兼社長グループCEO（現任） （重要な兼職の状況） UNIVA CAPITAL Group, Inc. 会長兼グループCEO OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 代表取締役	一株

【取締役候補者とした理由】

稲葉秀二氏は、UNIVA CAPITAL Group, Inc. の創業者として現在グループCEOを務めるなど、長年にわたりグローバルかつ多角的な事業分野における企業経営、業務執行経験を有しております。その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、またグループCEOとしての委嘱を通じてグループ全体の監督が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	むね ゆき とし あき 宗 雪 敏 明 (1961年5月19日生)	1984年4月 三井物産株式会社入社 1989年7月 同社 米国三井物産サンフランシスコ支店 1995年5月 同社 香港三井物産 2001年1月 同社 プロジェクト本部電力機械部電力第三 室長 2005年10月 同社 合樹・無機化学品本部DPF対策推進部 次長 2009年6月 同社 プロジェクト本部中部プロジェクト 統括 2014年4月 三井物産プラントシステム株式会社 取締役 2021年7月 当社 常務執行役員経営戦略室長兼事業管理 部長 2021年8月 株式会社ノースエナジー 取締役(現任) 2021年9月 スターリング証券株式会社 取締役 2021年9月 OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 取締役 (現任) 2022年1月 スターリング証券株式会社 代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社 常務取締役経営戦略室長兼事業管理部長 2022年7月 当社 常務取締役 グループCOO兼 経営戦略室長(現任) 2022年11月 株式会社リ・ダイニング 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) スターリング証券株式会社 代表取締役社長	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>宗雪敏明氏は、大手商社において長年にわたりエネルギー事業分野、事業投資・事業管理・事業会社経営における豊富な業務経験を有しております。その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、またグループCOOとしての委嘱を通じてグループ各社の事業牽引機能が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	あき 秋 田 勉 (1962年3月22日生)	1985年4月 株式会社ダイエー 入社 1999年7月 株式会社ダイエーホールディングコーポレーション 経営企画室グループマネージャー 2004年8月 当社 入社経理財務部次長 2007年7月 当社 経理財務部長 2009年4月 当社 執行役員 経理財務部長 2012年6月 当社 執行役員 管理本部長兼経理財務部長 2012年6月 当社 取締役 管理本部長兼経理財務部長 2015年12月 OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 取締役 (現任) 2021年4月 当社 取締役経営管理本部長兼経理財務部長 2021年4月 スターリング証券株式会社 取締役 (現任) 2021年8月 株式会社ノースエナジー 取締役 (現任) 2022年7月 当社 取締役 グループCFO (現任) 2022年7月 株式会社ライゾーマビジネス 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ライゾーマビジネス 代表取締役社長	70,400株

【取締役候補者とした理由】

秋田勉氏は、長年にわたり経理財務業務をはじめとする経営管理業務全般にわたり豊富な業務経験を有しております。その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、またグループCFOとしての委嘱を通じてグループ各社の経営管理機能が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	さく た よう すけ 作 田 陽 介 (1977年11月10日生)	2001年10月 KPMG税理士法人 2004年3月 税理士登録 2007年1月 株式会社S T C国際税務会計事務所 代表取締役社長 2011年6月 株式会社沖縄M&Aサポート 取締役(現任) 2013年6月 株式会社エングループ沖縄 社外監査役(現任) 2014年9月 アジアフードコンセプト株式会社 社外監査役(現任) 2016年8月 株式会社BRIDGES 社外監査役(現任) 2017年8月 株式会社88インターナショナル 社外監査役(現任) 2020年2月 株式会社沖縄相続・事業承継サポート 取締役(現任) 2020年5月 株式会社ホクガン 社外監査役(現任) 2020年7月 株式会社S T C国際税務会計事務所 取締役会長(現任) 2020年10月 株式会社あんしん相続サポートオフィス 取締役(現任) 2021年6月 当社 常勤監査役(現任) 2021年9月 スターリング証券株式会社 監査役(現任) 2022年3月 株式会社ノースエナジー 監査役(現任) 2022年5月 株式会社ユニヴァ・ジャイロン 監査役(現任) 2022年5月 軽井沢エフエム放送株式会社 監査役(現任) 2022年7月 株式会社ライゾーマビジネス 監査役(現任) 2022年11月 株式会社ユニヴァ・フュージョン 監査役 (現任) 2022年11月 株式会社リ・ダイニング 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士 株式会社ホクガン 社外監査役 株式会社BRIDGES 社外監査役 株式会社88インターナショナル 社外監査役 株式会社エングループ沖縄 社外監査役 アジアフードコンセプト株式会社 社外監査役	2,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>作田陽介氏は、税理士としての豊富な税務・会計知識や企業に対する専門的な見地からの助言業務経験を有しております。また、当社およびグループ会社の社外監査役として経営並びに業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>上記の理由により、その経験や知見を活かすことにより、社外取締役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、作田陽介氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	さか い まこと 坂 井 眞 (1957年2月21日生)	1986年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会) 1988年4月 東京弁護士会登録替え 2000年8月 坂井眞法律事務所設立 2001年6月 当社 社外監査役(現任) 2005年3月 シリウス総合法律事務所 パートナー 2010年9月 株式会社デジタルガレージ 社外監査役 2016年9月 同社 社外取締役(監査等委員) 2019年3月 坂井眞法律事務所 代表(現任) 2022年6月 株式会社デジタルガレージ 社外取締役 (現任) (重要な兼職) 弁護士 坂井眞法律事務所 代表 株式会社デジタルガレージ社外取締役	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>坂井眞氏は、長年弁護士として培われた専門的な知識や経験、さらに企業に対する専門的な見地からの助言業務経験を有しております。また、当該観点から、取締役会において積極的にご発言、ご提言いただくなど、当社の社外監査役として経営並びに業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>上記の理由により、その経験や知見を活かすことにより、社外取締役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、坂井眞氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって22年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	上野園美 (1966年1月24日生)	2000年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2005年3月 シリウス総合法律事務所 サブパートナー（現任） 2006年12月 公認会計士登録 2016年6月 当社 社外監査役（現任） 2020年8月 株式会社スーパーリージョナル 社外監査役（現任）  （重要な兼職） 弁護士 公認会計士 株式会社スーパーリージョナル 社外監査役	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>上野園美氏は、長年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識や経験、さらに企業に対する専門的な見地からの助言業務経験を有しております。また、当該観点から、取締役会において積極的にご発言、ご提言いただくなど、当社の社外監査役として経営並びに業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>上記の理由により、その経験や知見を活かすことにより、社外取締役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、上野園美氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 作田陽介氏、坂井眞氏及び上野園美氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、作田陽介氏、坂井眞氏及び上野園美氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は作田陽介氏、坂井眞氏及び上野園美氏の各氏との間で、上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は当社の監査役として被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合、各候補者はいずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、作田陽介氏、坂井眞氏及び上野園美氏の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ておりますが、本株主総会において3氏の選任が承認され社外取締役として就任した場合、引き続き、3氏を独立役員として指定する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月28日開催の第156期定時株主総会において年額480,000千円以内（うち社外取締役年額80,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額480,000千円以内（うち社外取締役年額80,000千円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、取締役（監査等委員である取締役を除くが、社外取締役を含む。）それぞれにつき、経済情勢、当社の規模、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責、人数等諸般の事情を勘案して、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額96,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、経済情勢、当社の規模、監査等委員である取締役の職責、人数等諸般の事情を勘案して、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、相当であると判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階  
コスモスホール I  
TEL (03) 3265-8211



## 交通機関と所要時間

- 地下鉄 麴町駅（有楽町線）1番出口（半蔵門方面出口）より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 赤坂見附駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分